

## 里の物語 オンラインショップ 出品規約

### 第1条（総則）

1. 本規約は、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「甲」という）が運営・提供する「里の物語 オンラインショップ」（以下「本ショップ」といい、本ショップで提供するサービスを「本サービス」という。）への出品に関し、甲と出品申込者（以下「乙」という）との間の遵守事項及び権利義務関係等について定めるものとし、乙が甲に対して提出する里の物語オンラインショップ出品申込書と一体となって出品契約（以下「本契約」という）を構成するものとする。
2. 乙は、本規約に従って本ショップを利用するものとする。

### 第2条（出品申込）

1. 乙は、本規約の内容を遵守することを承諾し、かつ、甲指定の出品申込書に住所・商号・メールアドレスその他の必要事項を事実と反することなく記載し、甲が指定する以下の資料を甲の指定する方法に従い添えて甲に本ショップへの商品の掲載（以下「出品」という）を申し込むものとする。
  - ① 出品商品の概要を記載した書面
  - ② 本ショップにて掲載する、出品商品、生産現場及び生産者の画像
  - ③ 出品商品のサンプル品（甲が指定した数量）
  - ④ その他甲が提出を要求する書類等
2. 甲が乙から出品申込を受けた場合、第4条の規定に従って出品の可否について審査を行い、乙の出品を認める場合には乙に対してその旨を通知するものとし、かかる通知をもって、本契約が甲と乙の間で成立するものとする。
3. 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、出品申込を承諾しないことがある。また、出品後であった場合でも甲はその承認を取り消し、本契約を解除する事ができる。出品が取り消され、又は本契約が解除された場合でも、乙は本ショップの利用に関して発生した支払い義務などの本規約上の履行責任を免れないものとする。
  - (1) 出品した商品が不相当と甲が判断した場合。
  - (2) 本規約に違反するおそれがあると甲が判断した場合
  - (3) 甲に提供された書類又は情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (4) 過去に第5条の処分を受けたことがある場合。
  - (5) 過去に本ショップへの出品申込の承諾がなされず、又は承諾を取り消された者である場合
  - (6) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (7) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして甲が判断した場合
  - (8) その他、甲が出品を適当でないと判断した場合

### 第3条（届出事項）

1. 乙が第2条の出品申込の際に届け出た内容に変更が生じた場合、乙は遅延なくその旨を届けるものとする。
2. 前項の届出を怠った結果、乙が不利益を被ったとしても甲は一切その責任を負わないものとする。
3. 甲は、変更内容を審査し、本ショップの利用を一時的に停止、又は、本契約を解除することがある。

### 第4条（審査）

1. 甲は第2条の出品申込があった場合は乙の出品の可否について審査を行うものとする。
2. 乙は、審査方法を甲に一任するものとし、審査により本ショップへの出品が認められない場合、又は本ショップへの出品中において本契約が解約となった場合でも不服を申し立てないものとする。
3. 審査において、乙が出品申込時に提出した書類以外に、追加情報、資料及び書類等が必要となった場合、乙は甲に当該情報、資料及び書類をすみやかに提供するものとする。また、乙の出品後であっても、乙が第2条第3項各号に該当するか判断するため、甲が乙に要請した場合には、乙は甲に対し当該情報、資料及び書類を提出するものとする。

### 第5条（本ショップ利用の一時停止及び本契約の解除）

1. 乙が次のいずれかに該当する場合、甲は、事前に通知することなく本ショップの全部又は一部の利用を一時停止し、また、催告後も相当な期間内に改善されないときは本契約の全部又は一部を解除できるものとする。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 甲に提供された書類又は情報の全部又は一部につき虚偽があった場合
  - (3) 甲、他の出品者その他の第三者に損害を生じさせる恐れのある目的又は方法で本ショップを利用した又は利用しようとした場合。
  - (4) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合
  - (5) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合
  - (6) 租税滞納処分を受けた場合
  - (7) 支払停止若しくは支払不能になり、若しくは破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくはこれに類する手続の開始の申立てがあった場合又は清算に入った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
  - (8) その他財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
  - (9) 本ショップの運営を妨害し又は甲の名誉信用を毀損した場合
  - (10) 第2条第3項各号に該当する場合
  - (11) その他、甲が不相当と判断する相当の理由がある場合
2. 前項により本サービスの利用が一時停止又は本契約が解除された場合でも、出品者は、本ショップの利用により発生した支払義務等の本規約上の履行責任を免れないものとする。
3. 第1項により本サービスの利用が一時停止又は本契約が解除された場合でも、甲は乙に対しいかなる責任も負わないものとする。

### 第6条（情報提供）

甲は乙に対して本ショップの運用に必要な情報の提供を求める事ができるものとし、乙はこれに応じるものとする。

## 第7条（通信設備等）

1. 乙は、自己の責任において本ショップを利用する為に必要なコンピューター端末、通信機器、通信回線その他の設備を保有し管理するものとする。
2. 乙が本ショップを利用するのにかかる通信回線などの利用料は乙が負担するものとする。
3. 甲は、乙が送受信した顧客からの注文メールその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、甲はいつでもこれらの情報を削除できるものとする。なお、甲はかかる情報の削除に基づき乙に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第8条（権利の譲渡等）

乙は、本ショップに出品する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差し入れその他の形態を問わず処分することはできないものとする。

## 第9条（契約期間）

契約期間は、新規出品時のみ甲が本契約の承認を乙に通知した日より翌年3月末日までとする。その後は、4月1日～翌年3月末日までの1年間とし、期間満了の1カ月前までに甲乙のいずれかが、解約の意思を表明しない限り同一条件にて継続するものとする。

## 第10条（出品商品の変更）

1. 乙は、本ショップへ出品する商品の内容を変更する場合には、出品予定の商品の名称、内容、販売価格、掲載開始日その他甲が必要とする情報を甲に提供の上、甲の定める方法により変更を申請するものとする。
2. 甲は、前項に定める出品商品の変更申請に対する承認を自らの裁量で行うことができるものとし、乙はその結果に異議を述べないものとする。また、いかなる場合も、甲は当該承認をしなかったことについて、理由を述べる義務を負うものではなく、乙に対して一切の責任を負わないものとする。
3. 甲は、第1項に定める出品商品の変更承認を行った後においても、第15条第2項各号に定める商品であると甲が判断した場合、その他乙が本規約に違反していると甲が判断した場合は、いつでも本ショップにおける当該商品の掲載を停止することができるものとし、これについて乙に対して一切の責任を負わない。

## 第11条（個別契約の成立）

1. 前条に基づき、乙が出品した商品に対して利用者から購入の申込みがあった場合、甲は乙に対しその旨を通知するものとし、これに対して乙が申込を承諾する旨の通知を行った場合は、当該承諾する旨の通知の発送をもって甲と乙との間で当該商品について売買契約が成立する。
2. 乙は、前項の甲からの通知に対し、承諾を拒絶をしないよう努めるものとする。また、在庫が存在しない商品については速やかに在庫を仕入れるように努めるものとする。
3. 乙は少なくとも毎日1回登録したメールの確認をし、甲からの通知及び利用者からの注文内容・問合せ等を確認するものとする。
4. 第1項の甲と乙との間の売買契約代金は、出品した商品の金額（消費税込）の80%とし、甲は、当月に利用者から入金があった商品について、第12条第1項の送料とともに毎月末日締め翌々月20日限り、乙の指定する口座に送金するものとする。但し、同日が銀行法第15条に規定する休日である場合、翌営業日に支払うものとする。
5. 前項に基づく売買代金の送金に際しての振込手数料は乙の負担とし、1回の送金額が10,000円未満の場合は、次回振込日まで繰越すものとする。ただし最大で1回の繰り越しとする。

6. 振込み手数料は270円とする。

#### 第12条（商品の発送）

1. 乙は、前条の個別契約が成立した商品について、以下の期限内に甲が通知する利用者の住所その他の場所に配送するものとする。配送に当たっては、甲が指定する配送業者を、甲が指定する方法により利用するものとし、乙は事前に当該配送業者と配送契約を締結するとともに甲に対して当該配送業者の送料一覧表を提出するものとする。発送後は、必ず、甲に対して発送完了メールを送信することとする。なお、送料は乙が立て替えるものとし、甲は、乙が甲に提出した送料一覧表に記載された送料を限度として乙に支払うものとする。甲は、かかる乙が負担する送料相当額について、前条に基づく売買契約代金の支払に際して精算を行うものとする。なお、送料一覧表に変更があった場合は乙は甲に速やかに変更後の内容を提出するものとし、甲に提出されるまでは従前の送料一覧表に従って精算が行われることを乙は了解する。  
①在庫が存在する場合：売買契約の成立後5日以内 ②在庫が存在しない場合：在庫の入荷後5日以内（但し、売買契約の成立後1週間以内とする。）
2. 乙は、前項の納入期限までに商品を配送することができない恐れがある場合には、遅滞なく当該理由及び遅延する恐れのある日数を通知するものとし、乙と甲は対応措置を協議の上決定するものとする。但し、かかる通知は乙の債務履行責任その他の責任を免除又は軽減するものではない。
3. 商品が不在又は受け取り拒否により返送された場合は、乙は直ちに甲に通知するものとし、甲の指示に従って再発送又はキャンセル（売買契約の解除）の処理を行うものとする。この場合の費用は第1項と同様に乙が立て替え、甲が負担するものとする。

#### 第13条（所有権移転）

個別契約が成立した商品の所有権は、商品が顧客の住所その他の場所に到着した時点で乙から甲へ移転するものとする。

#### 第14条（注文の取り消し・キャンセル、商品の返品・交換）

1. 乙は、乙の商品が不良品であった場合には無償で瑕疵のない商品に交換するものとし、不良品の回収及び交換費用は乙が負担するものとする。
2. 甲は、商品が利用者の下に到着してから2週間以内に限り、使用前又は甲の基準に基づき再販売可能な商品について、注文の取り消し、返品を行うことができる。この場合の返品送料は、甲の責めに帰すべき事由による場合に限り甲が負担するものとする。
3. 乙は、注文の取り消し又は返品が行われた場合、またはその他の事情により取引が不成立となった場合、速やかに注文の取り消し処理、キャンセル処理を適切に行う。甲への返金が必要な場合は、乙は、必ず事前に届け出たメールアドレスを利用して甲に電子メールを送信し、連絡を受けた甲は、内容を確認し利用者への返金処理を行うものとする。

#### 第15条（出品・販売の禁止）

1. 本ショップにおいての出品は、国産の農林水産物、農林水産物加工品及び工芸品とする。但し、事前に甲の承諾がある場合を除く。
2. 乙は、本ショップで以下の商品を出品・販売できないものとする。
  - (1) 犯罪を誘発するおそれのあるもの
  - (2) 生命・健康・財産・プライバシーその他の権利を侵害する恐れのあるもの

- (3) 第三者の保有する著作権・商標権などの知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (4) 第16条で制限されている商品
- (5) 医薬品
- (6) 酒類
- (7) その他甲が販売を不相当と認めたもの

#### 第16条（出品の制限）

1. 本ショップにおいては、販売に許可が必要な食品については、甲の承認を得た業者に限り販売を許可するものとする。
2. 甲が出品商品の販売を不相当と判断する場合、乙に商品登録の取り消しを指示することとする。

#### 第17条（紛争解決）

乙は、利用者との間に商品の瑕疵、数量不足、品違い、配達遅延、運搬中の破損、汚損などによる紛争が発生した場合、甲に報告するとともに、誠意をもって交渉し早期円満な解決に努め、甲に対しいかなる責任をも負担させないものとする。

#### 第18条（責任）

1. 乙は、本ショップの利用にあたり、甲所定の手順およびセキュリティ手段を遵守し履行するものとする。
2. 乙は、本ショップを通して入手した個人情報の取り扱いについては個人情報保護委員会の定める「個人情報の保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」やその他の日本国内の健全な基準及び商習慣に従うものとする。
3. 乙は、本ショップの利用にあたり、以下の行為をしないものとする。
  - (1) 他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
  - (2) 猥褻・虚偽事実の流布など公序良俗または法令に違反する行為
  - (3) 他人を誹謗中傷、または他人に迷惑・不利益などを与える行為
  - (4) 本規約上の権利を第三者に譲渡・貸与・または担保提供するなどの行為
  - (5) 本ショップの運営を妨害する行為
  - (6) 本ショップが関知しない営利を目的とした、本ショップからのリンク
  - (7) その他、甲が不相当と判断する行為

#### 第19条（顧客情報）

甲は、利用者の実在性、本人同一性、信頼性、支払い能力等について、乙に対し保証するものではなく、いかなる責任も負わないこととする。

#### 第20条（広告など）

1. 甲は、本ショップ上に第三者の提供する広告を掲載することがある。広告内容は広告提供者の責任で掲載されるものであり、甲は広告内容の正確性等について、いかなる保証も行わず、いかなる責任も負わない。
2. 甲は、本ショップ上で利用者に対しアンケート調査等を行うことがある。調査結果については第23条を適用する。

#### 第21条（乙の協力義務）

下記の場合、甲は乙に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとする。この場合、乙はこれに応じるものとする。

- (1) 乙その他の出品者による本規約の遵守状況を調査確認するため必要な場合
- (2) 本ショップに提供するシステムの故障予防又は回復のため必要な場合
- (3) 本サービスを提供するシステムの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
- (4) その他、甲が必要と判断する相当の理由がある場合

## 第22条 (知的所有権)

1. 本ショップで提供される情報に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条までの権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウその他一切の知的所有権は、甲又は甲の指定する者に帰属するものとする。乙は、甲の事前許可を得ることなく、営利目的の有無を問わず、本ショップで提供される情報について、その複製・改変・編集・頒布等の行為を一切しないものとする。
2. 本サービスを提供するためのシステム及び本サービスにおいて甲が乙出品に提供する一切の著作物（本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、甲又は甲の指定する者に帰属するものとする。
3. 利用者は、前項の本システム及び提供物を以下のとおり取り扱うものとする。
  - (1) ショップでの販売のためにのみ使用すること
  - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと
  - (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
  - (4) 甲又は甲の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと
4. 本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとする。

## 第23条 (守秘義務)

1. 甲は、秘密情報（利用者に関する情報を含む）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第21条に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとする。
2. 乙は、秘密情報（本規約の内容、本ショップの仕様書、取扱マニュアル等を含む）を本ショップ利用のためにのみ使用するものとし、甲の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとする。
3. 本規約において「秘密情報」とは、本規約又は本サービスに関連して、甲又は乙が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得えた、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、(1)相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)相手方から秘密保持の必要な旨確認されたものについては、秘密情報から除外するものとする。
4. 本条の規定は、本契約終了後1年間効力を有するものとする。

## 第24条 (顧客情報の保護)

1. 本サービスの提供に当たり、利用者の情報その他甲が乙に対して提供した情報に個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報を意味する。以下総称して「顧客情報」という。）が含まれる場合、乙は顧客

情報を商品の発送その他本サービスを利用した取引の目的（以下「本目的」という。）のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

2. 乙は、顧客情報を秘密に保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。
3. 乙は、顧客情報を取り扱うすべての業務（以下「本業務」という。）を遂行するにあたり、顧客情報を厳格に管理し、不正なアクセス又は顧客情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずる。
4. 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、利用者への本規約に基づく商品の発送に必要な場合又は事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
5. 前項但書の場合といえども、乙は本条に定める責任を負うものとし、かつ乙は、再委託先との間で本条に準ずる契約を締結しなければならない。
6. 甲は、本業務における顧客情報の利用、管理状況について随時乙に報告を求めることができ、また必要に応じ、乙の事業所、事務所などの立入検査、及びネットワーク経由での情報システムの安全性検査を実施できる。甲は当該立入検査及び安全性検査を行う場合、事前に乙に通知する。
7. 乙は、甲から開示を受けた顧客情報を利用して、本ショップを利用しないで直接利用者に対する営業又は取引を行ってはならないものとする。
8. 乙が、前項の規定に反して利用者との間で取引を行った場合又はそのおそれがあることが発覚した場合、当該取引によって得られるべき売上相当額を違約金とし、乙は甲に対し、甲の定める方法により当該違約金を支払わなければならない。なお、当該取引により甲に違約金額以上の損害が発生した場合には、甲は乙に対して、かかる損害の賠償を求めることができるものとする。

#### 第25条（乙へのお知らせ）

乙に対する通知は、原則として以下の（1）の方法で行うものとする。但し、緊急時その他甲が必要と判断する場合は、（2）又は（3）の方法により行うことができるものとする。

- （1）出品者が利用申込の際又はその後に甲に届け出た出品者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行う。この場合は、出品者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって、出品者に対する通知が完了したものとみなす。
- （2）出品者が利用申込の際又はその後に甲に届け出た出品者のFAX番号宛にFAXを送信して行う。この場合は、出品者のFAX番号宛にFAXを発信した時をもって、出品者に対する通知が完了したものとみなす。
- （3）その他、甲が適切と判断する方法で行う。この場合は、当該通知の中で甲が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなす。

本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、（1）又は（2）の手続により書面に代えることができるものとする。

#### 第26条（本ショップ提供の変更、一時停止、終了）

1. 甲は、次のいずれかの事由により、乙に対し事前、もしくは緊急の場合事後に通知し、本ショップの全部、もしくは一部の提供を変更、一時停止または終了できるものとする。
  - （1）本ショップを維持するための保守点検などの作業を定期的、もしくは緊急に行う場合
  - （2）本ショップを提供するシステムに故障などが発生した場合
  - （3）停電、火災、地震、疫病その他不可抗力により本ショップの提供が困難となった場合
  - （4）その他、本ショップの運用または技術上の相当な理由がある場合
2. 甲は、乙に対し1カ月以上前に通知し、本ショップの全部、または一部を終了できるものとする。

3. 前2項により本ショップが変更、一時停止、または終了する場合、甲は乙に対しいかなる責任も負わないものとする。

#### 第27条（本規約の改定）

1. 甲は事前の通知なく、本規約又は本サービスの内容を任意に改定できるものとする。
2. 甲は、本規約又は本サービスの内容を変更した場合には、乙に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、乙が本ショップを利用した場合又は甲の定める期間内に登録取消の手続をとらなかった場合には、乙は、本規約又は本サービスの内容の変更に同意したものとみなす。

#### 第28条（損害賠償）

1. 乙が本規約に違反し又は不正行為により甲に対し損害を与えた場合、甲は乙に対し損害賠償ができるものとする。
2. 乙が本ショップの利用により利用者を含む第三者に損害を与えた場合、乙は自己責任にてこれを解決し、甲に対しいかなる責任も負担させないものとする。

#### 第29条（協議事項）

本規約に記載のない事項については、甲と乙との協議によって定めることとする。

#### 第30条（紛争の解決）

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、出来る限り円満に解決するものとする。
2. 本規約に関する準拠法は、日本法によるものとする。
3. 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

平成30年2月14日制定

平成30年3月20日一部改定